

南部町に移住しませんか？

世帯 **100 万円**

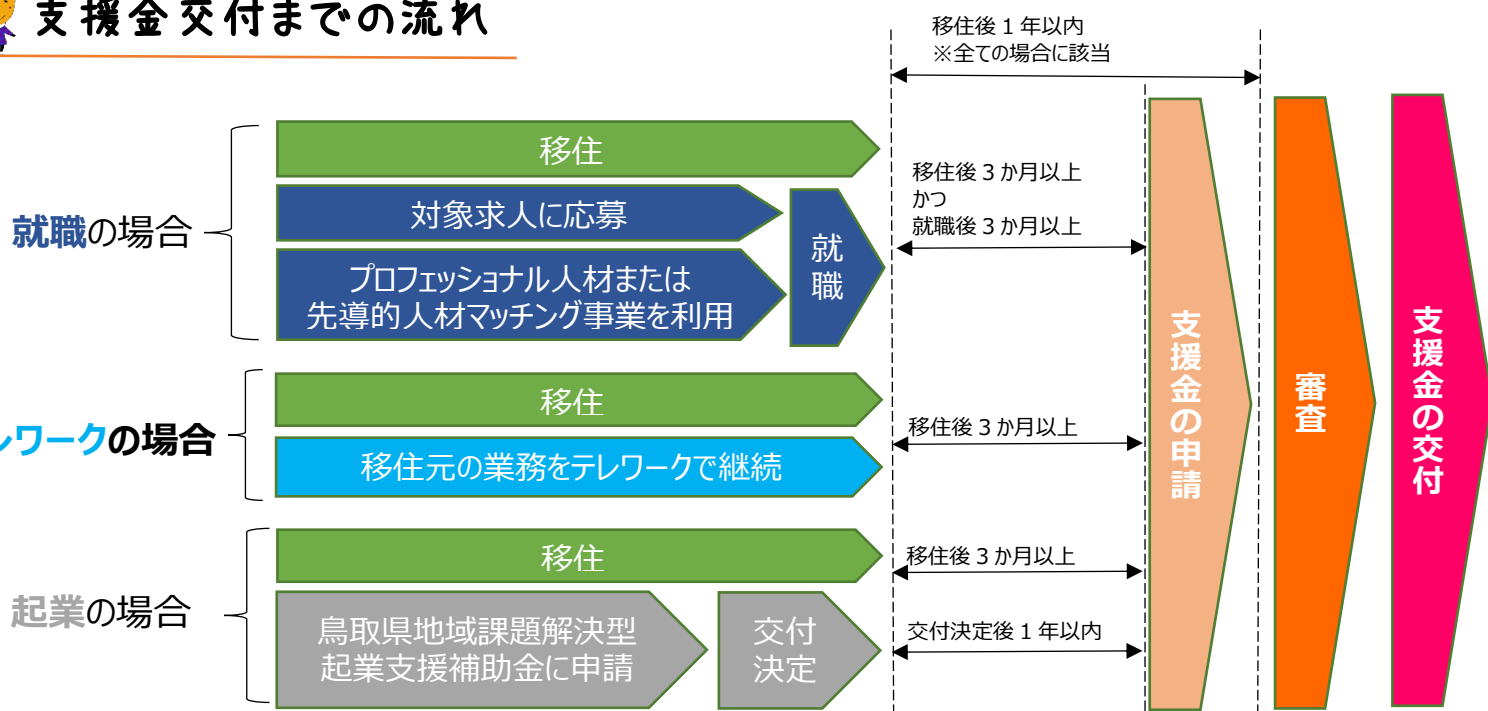
18 歳未満のご家族がいる場合は
さらに支援金を追加！

単身 **60 万円**

東京圏から南部町に移住して就職または起業等された方に、
移住支援金を交付します。 ※各種条件がありますので、裏面をご覧ください。



支援金交付までの流れ



※「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 of 区域のうち、条件不利地域を除いた地域です。

※5 年以内に南部町から転出された場合など、支給した移住支援金の全額または半額を返還していただく場合があります。

※予算の都合上、年度途中で受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

移住支援金の対象かどうかチェック!



※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません

住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上

①東京 23 区内に住んでいる。

または

②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内へ通勤している。

No



Yes

住民票を移す直前に、連続して 1 年以上

①東京 23 区内に住んでいる。

または

②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内へ通勤している。

No



Yes

次の①～④のいずれかにあてはまる

【就職による移住】

①「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」のに掲載された求人に応募し、3 か月以上就業している。

②プロフェッショナル人材または先導的人材マッチング事業を利用して 3 か月以上就業している。

【テレワークによる移住】

③本人の意思により南部町に移住し、移住元での業務を引き続きテレワークで実施している。

【起業による移住】

④「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金」の交付決定を受けて 1 年以内である。

No



Yes

申請日から 5 年以上継続して南部町に居住する意思がある。

No



Yes

南部町への転入時に単身であった。

Yes

No

移住支援金として **60 万円**
受給できる可能性があります。

移住支援金として **100 万円**
受給できる可能性があります。

さらに

18 歳未満のご家族と一緒に転入された場合、
18 歳未満の方一人につき
100 万円 が加算されます!



申請方法

申請書類を、南部町役場未来を創る課に持参または郵送してください。

※申請をされる前に、未来を創る課までご相談ください。 ※申請書類については、南部町 HP をご覧ください。

【お問い合わせ先】

南部町役場 未来を創る課

TEL:0859-66-3113 FAX:0859-66-4426

詳細は南部町 HP をチェック ➡



(<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/mirai/permanent/ijushien2/>)